

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

要保護児童生徒援助費補助金等に係る提出書類の簡素化

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に関して、状況報告書の提出後、状況に変更がなければ、変更交付申請に係る書類の提出を不要とすること。

具体的な支障事例

状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請時に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村が作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時までに状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

状況報告書提出時の状況と変更がない場合に変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすれば、国、都道府県、市町村それぞれの事務処理の簡素化を図ることができる。

根拠法令等

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、羽後町、茨城県、相模原市、高知県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更交付申請の際に提出する事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)は記入内容がほぼ同一であり、状況報告書の提出から変更交付申請までに状況の変更が無い場合であっても、ほぼ同一の様式を再度作成することとなり、事務作業が重複している。状況報告書の提出から状況の変更がない場合は変更交付申請に係る書類の提出を省略できるようにすることで、事務処理の簡素化を図ることができる考える。

各府省からの第1次回答

変更交付申請の内容が状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と変更がない場合は、変更がない旨の連絡をもって事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)の提出に換え、変更交付申請を状況報告書で行うことができるようにすることで事業計画書の提出を省略可能とするよう、令和6年度の補助金執行から対応すること

とし、そのために必要な要綱等の所要の改正を令和5年度中に行いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

事務負担軽減の早期実現の観点から、状況報告書(第7号様式別紙1、別紙4(2))と事業計画書(第2号様式の1、第2号様式の4)の様式を一本化し、変更交付申請時に事業計画書を状況報告書で代替する場合には、交付申請書にその旨を示す欄を設けるなど、交付要綱の改正点を明確化し、令和5年度中の可能な限り早期に要綱の改正及び適用を図ってまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】
(18)要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。
[措置済み(令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]